都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。 令和元年12月3日

静岡県知事川勝平太

- 1 都市計画の種類
 - 湖西都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 縦覧する計画図表示のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

(郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号)

湖西市役所都市整備部都市計画課

(郵便番号431-0492 湖西市吉美3268)

4 縦覧期間

令和元年12月3日(火)から令和元年12月17日(火)まで (閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)